

## 京都酵母に係る商標の使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）が保有する別表に掲げる京都酵母に係る商標の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 第30類の区分に係る指定商品のうち「酵母」及びそれに類似する商品については、別表に掲げる商標を法人が独占的に使用することとし、第三者による商標の使用を許諾しない。ただし、次に掲げる場合は法人の許諾を受けずに使用することができる。

- (1) 法人から京都酵母の分譲を受けた者が商品に使用した京都酵母の名称を表示する場合であって、法人に使用の届出（別記様式1）をしている場合
- (2) 法人の分譲する京都酵母について報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 第1号により商標が付された商品を取り扱う販売業者、飲食店営業者等が宣伝又は販売促進の目的で使用する場合
- (4) その他、京都酵母の商標の有する出所表示機能及び品質表示機能を害さず、法人及び京都酵母の宣伝広告に資する場合

2 別表に掲げる商標について第30類の区分に係る「酵母」以外の指定商品、第33類の区分に属する指定商品に係る商品及びそれらと類似する商品について商標を使用することに関し、本要綱第3条に基づいて許諾する。ただし、前項第2号ないし第4号に掲げる場合に準じて、商標の出所表示機能、品質表示機能及び宣伝広告機能を害さない場合については、法人の許諾を受けずに使用することができる。

3 前項の許諾を受けることができる対象者は、使用する商標と対応する京都酵母の分譲を受けている者とする。

### (使用許諾)

第3条 前条第2項の使用許諾を希望する者は、あらかじめ法人から使用の許諾を受けなければならない。

- 2 法人は、必要があると認めるときは、前項の許諾に条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定により使用の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式2に定める使用許諾申請書を法人に提出しなければならない。
- 4 法人は審査の結果、使用を許諾するときは、使用許諾書（別記様式3）により申請者に通知する。
- 5 法人は、次の各号の一に当たる場合は、法人は商標の使用を許諾しない。
  - (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるとき
  - (2) 京都酵母や法人の品位を損なうおそれのあるとき
  - (3) 他社の商品と混同するおそれのあるとき
  - (4) その他、許諾することが不適當であると認めるとき

(使用の条件)

第4条 前条の規定により使用の許諾を受けた者及び第2条第1項第1号により使用する者（以下「使用者」という。）は、本要綱に基づく使用許諾又は使用の届出により商標を非独占的に使用することができる。

- 2 使用者は、商標を付する商品に京都酵母以外の酵母を使用してはならない。ただし、各京都酵母の有する特徴に誤解を生ずる恐れのない方法で商標を付する場合はこの限りでない。
- 3 商標使用の方法及び態様については、「京都酵母 名称・ロゴ使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において別に定める。
- 4 使用者は、許諾を受けた後、使用の形態に変更がある場合は、改めて使用許諾申請書を提出し、法人の許諾を受けなければならない。
- 5 マニュアルの更新により、使用者の商標使用の方法又は態様がマニュアルに定める方法又は態様と合致しなくなった場合、法人は期限を定めて更新後のマニュアルに合致する方法又は態様による使用を求めるものとする。本項により使用形態を変更する場合も、使用者は前項の使用許諾申請書を提出し、法人の許諾を受けるものとする。
- 6 使用者は、許可なく京都酵母に係る商標を使用しているおそれのある商品を発見した場合は、遅滞なく法人に報告しなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用者は、使用許諾を受けている期間中に商標の使用を中止する場合は、書面により法人に通知しなければならない。第2条第1項第1号により使用の届出をしている使用者も同様とする。

(使用許諾の取消)

- 第6条 法人は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許諾を取り消すことができる。
- 第4条第5項によって法人が定めた期限内に変更が行われなるときも、同様とする。
- 2 前項の規定により使用許諾を取り消したときは、法人は遅滞なく使用者に通知しなければならない。
  - 4 本条による使用許諾の取消により使用者に損害が生じることがあっても、法人は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 商標の使用料は令和10年3月31日までは無料とし、令和10年4月1日以降の使用料については使用の状況等を考慮して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

## 別表（第1条関係）

## 京都酵母に係る商標

商標	商標登録番号	区分	
京の珀	第 6369568 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン
		第 33 類	清酒、洋酒、中国酒、薬味酒
京の琴	第 6372731 号	第 30 類	酵母、食用酒かす
		第 33 類	清酒、洋酒、中国酒、薬味酒
京の華	第 6372732 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン
京の咲	第 6372733 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン
		第 33 類	清酒、洋酒、中国酒、薬味酒
京の恋	第 6372734 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン
		第 33 類	清酒、洋酒、中国酒、薬味酒
 京都酵母 KYOTO YEAST	第 6427666 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン
	第 6427667 号	第 30 類	酵母、食用酒かす、菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）、 パン